

# 企画競争説明書

業務名称： キルギス国医療サービス向上のためのICT活用に係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a00990

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月20日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年1月20日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：キルギス国医療サービス向上のための ICT 活用に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課、岡本宇弘 Okamoto.Takahiro@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

キルギス共和国事務所

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年1月29日 12時

(2) 提出先：上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年2月4日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月12日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。定額計上した経費については契約時には含めず、調査の過程で内容・金額を確定し、契約変更にて対応します。
  - a) 一般業務費（資料等作成費） 2,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 KYRGYZ REP.=1.266730 円

- b) US\$ 1 =103.735 円
- c) EUR 1 =126.399 円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／保健医療研修
  - b) 院内感染対策
  - c) 薬剤師教育
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 10 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点

3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月8日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利



益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：保健医療分野にかかる各種業務（遠隔研修の経験があれば望ましい）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／保健医療研修

➤ 院内感染対策

➤ 薬剤師教育

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／保健医療研修）】

- a) 類似業務経験の分野：保健医療分野にかかる業務（遠隔研修の経験があれば望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：キルギス共和国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 院内感染対策】

- a) 類似業務経験の分野：院内感染対策に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 薬剤師教育】

- a) 類似業務経験の分野：薬剤師教育に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：キルギス共和国及び全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	( 26 )	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／保健医療研修	( 26 )	( 11 )
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5	2
ウ) 語学力	2	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	—	( 11 )
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( )	( 4 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：院内感染対策	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：薬剤師教育	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	2	

### 第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 1. 調査の背景・経緯

キルギス共和国（以下「キルギス」）は人口約 620 万人の中低所得の中央アジアの内陸国である。国土の 90%以上が山岳で、各州は山岳により分断されており、地方から各州都へのアクセスに課題がある。

キルギスは 1991 年の独立以降、保健体制を改善するため、多様な政策プログラムを実施し、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）4 の乳幼児死亡率を 3 分の 2 減少させるという目標を中央アジア 5 か国で唯一達成した<sup>1</sup>ほか、ポリオやマラリアを撲滅するという大きな成果を上げた。しかし、今日の公的な保健医療サービス体制は、国民全体に質の高い医療を提供するにはまだまだ脆弱である。こうした背景からキルギス政府は 2019～2030 年の公衆衛生保健制度整備のための政府プログラム「健康な人間—繁栄する国」を決定し、国際ドナーとも連携しつつ医療機材等のハード、政策改善・医療従事者育成等のソフトの両面から総合的な医療体制の改善を図ることとしている。また、キルギス大統領令（2020 年 1 月 8 日大統領令第 1）により、政府のサービス分野で ICT を導入することとされ、保健医療分野にも ICT が活用され始めた。現在 ICT 活用は主に①患者へのサービス改善：電子カルテをパイロット病院に導入、②医療従事者の IT 環境改善：パソコン・TV 等のビデオ通話機能を利用し、三次病院と地方病院間の診療に係るオンライン相談と医療従事者向けの研修を実施、③統計：情報の収集、処理、分析を行い、データを外部公開、という 3 つの分野で実施されている。国土の 9 割以上が 1500m 以上という山岳国で国内の移動に物理的な制限のあるキルギスにおいては、病院・医療従事者への技能や医療サービスの質の向上のための ICT 活用への期待は大きい。

2020 年 3 月にキルギスに上陸した新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」）はキルギスの医療体制の脆弱性を顕著に表す結果となった。具体的には、COVID-19 の影響により、医療機関は、COVID-19 対応に追われ、その他疾患患者へのケアが十分に届かないといった事態や、十分な院内感染対策が講じられない為に、医療従事者が感染リスクに晒された状態で勤務に当たるなどの状況が生じた。こうした状況を受け、慢性疾患患者に対する継続ケアの提供、また病院関係者を中心とした感染対策の指導、一般向けの感染防御に係る啓発等の必要性が高まっており、ICT を活用した遠隔診療や遠隔教育などでの対応が期待されている。また、キルギスでは、予防・早期治療に係る薬局の果たす役割についてもそ

<sup>1</sup> 1990年には乳幼児死者数が65人であったが、2015年には21人に減少した。

の重要性が指摘されており、薬局に勤務する薬剤師向けの遠隔教育なども効果的であると考えられる。

以上より、上述の3つの課題である（1）病院関係者を対象とした院内感染対策等の知識向上、（2）薬剤師の医薬品に対する知識向上、（3）一般の人々向けの感染予防対策の理解促進・啓発のための遠隔研修の実施体制を検討する構想の下、本調査を実施する。

## 2. 調査の目的と範囲

### （1） 調査の目的

本調査の目的は、遠隔研修の本格導入の検討に向け、医療分野にてICTの活用現状および遠隔医療・研修に必要な通信基盤を確認した上で、①病院関係者を対象とした院内感染対策、②薬剤師を対象とした医薬品に対する知識向上、③一般の人々を対象とした感染予防対策の理解促進・啓発をテーマとした遠隔研修を試験的に実施し、保健医療分野の遠隔研修の需要を把握すると共に、キルギスにおける効果的な遠隔研修の実施方法や留意点を確認することである。

### （2） 調査対象地域

キルギス全土（特にビシュケク市、チュイ州、オシュ州などを想定）

### （3） 業務の範囲

本調査は、上記の調査の目的を達成するため、「3. 調査実施上の留意事項」を踏まえた上で「4. 業務の内容」に記載する業務を実施し、「5. 報告書等」に示す成果品を作成するものである。

## 3. 調査実施上の留意事項

### （1） 調査の主眼

本調査では、①「院内感染対策」、「薬剤師の医薬品に対する知識向上」、「一般の人々向けの感染予防対策の理解促進・啓発」にかかる研修を②遠隔で実施することに重点を置きながら、③これらの遂行に必要な調査・分析を行い、④保健医療分野の遠隔研修の需要を把握すると共に、⑤キルギスにおける遠隔研修の効果的な実施方法を検討する。コンサルタントは、保健医療分野および遠隔での人材育成にかかる知見を基に、上記業務を行うことが求められる。

### （2） 調査対象

調査対象機関は、主に遠隔医療の導入を担当している機関として遠隔医療センターおよび保健省医療教育課等、継続教育を実施する機関としてキルギス国



立継続教育センターを想定しているが、加えて病院（5カ所程度）や薬局（大手数社とその支店5カ所程度）も対象とする<sup>2</sup>。なお保健省は既に遠隔研修を実施した実績があり、機材は保健省が所有するものを無償利用することを想定している。また、対象とする病院や薬局については、保健省と相談の上決定すること。

### （3） 調査のフェーズ分け

調査は大きく以下の2フェーズで構成される。各フェーズの期間や達成されるべき事項の詳細は「4. 業務の内容」に記載。

（フェーズ1）ICTの取り組みの現状の把握と調査方法の計画

（フェーズ2）遠隔研修の試行を通じた需要と実施方法の分析

### （4） 調査の柔軟性の確保とJICAによる支援の依頼

調査の方法は、調査を取り巻く環境の変化（特に新型コロナウイルスに関わる現地情勢の変化）によって柔軟に変更する。コンサルタントは、調査全体の進捗を把握し、必要に応じ調査の方向性についてJICAに提言を行うことが求められる。

※2021年4月以降現地業務を行うことを想定しているが、新型コロナウイルスの流行状況によっては引き続き渡航が制限される可能性があり、現地業務を国内業務で部分的／或いは大部分代替する可能性がある<sup>3</sup>。

また、業務を実施する過程で生じるカウンターパート機関や現地関係者等との調整や協議はコンサルタントが主体となって行う。ただし、政府の情報管理方針等から情報収集が困難な場合や研修実施に関し先方政府の同意の取り付けが必要な場合は、政府関係機関に対しJICAから情報収集への働きかけ（レターの発出等）を行うため、JICAと事前によく相談すること（レターの発出が必要な場合は、レター案をドラフトし、JICAに支援を依頼すること）。JICAによる働きかけをもってしても情報が円滑に収集できない場合（現地渡航が困難である等）には、二次資料等の活用を通じて分析作業を行うことも可とするが、事前に機構に相談のうえ調査計画を立てること。

### （5） 調査の進め方の留意事項

---

<sup>2</sup> 調査対象機関について現時点で具体的なアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。なお本調査は原則として人口密集地域であるビシュケク市、チュイ州、及びオシュ州を対象とするが、調査の性質上、右以外の地域をも対象とすることが有効である場合はプロポーザルにて提案すること。またその場合の旅費は別見積もりとすること。

<sup>3</sup> プロポーザルにおいては、予定通りの現地渡航が可能な状況を前提として作成を行うこととするが、第3 1.（2）1）記載の通り、プロポーザルの制限ページ数外で、現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載すること。なお、予定どおりの現地渡航が難しくなった場合には、その時点で現地業務から国内業務への振替及び左記に伴う契約変更等の交渉に対応すること。

調査計画の策定や報告書の作成に当たっては、その過程で JICA と十分協議すること。特に以下の段階においては、JICA 関係者が出席する会議を開催し、調査計画や報告書の内容、分析結果、関係資料等について確認すること。レポートについては、JICA との協議を踏まえて最終化すること。

- ① (フェーズ 1) 調査方針策定時
- ② (フェーズ 1) インテリム・レポート作成時
- ③ (フェーズ 2) ファイナル・レポート作成時

#### 4. 業務の内容

上記「3. 調査実施上の留意事項」を踏まえ、以下の業務を実施する<sup>4</sup>。

##### (フェーズ1) ICTの取り組みの現状の把握と調査方法の計画 2021年4月～2021年7月

※下記②③については、現地調査を想定している。時期は、2021年5～6月頃に1回を想定している。

##### ① 調査方針の策定

調査の基本方針（方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等）を策定する。

##### ② 現状調査

3. (1) をふまえて3. (2) に対するICT活用の取り組みの現状を調査し、3. (2) 記載の関係機関等とも合意のうえ、後述の「③研修計画の策定」に必要な情報を整理する。対象地域の保健医療体制や研修の実施状況、参加者の使用言語、講師候補に加え、各地域や医療施設、参加者・講師候補の通信環境や使用可能な会議ツール（アプリ、ソフトウェア等）や施設（IT機器、会議室等）等を調査することを想定する<sup>5</sup>。

##### ③ 研修計画の策定

上記を基に、研修の計画を策定する。具体的には、以下の事項を決定する。

##### A) 既存の遠隔研修、対象の医療施設、医師・看護師、薬局、薬剤師

すでにある遠隔研修のコンテンツ、実施状況および質を調査し、更新すべきものや追加的に作成する必要のある研修モジュールがあるか確認する。また3. (2) を踏まえ、対象とする医療施設の数、医師・看護師・薬剤師の人数等、研修対象者を選定する。なお、これ以外の医療従事者を対象とすることが望ましいと考える場合は、プロポーザルにて提案すること。また「②現状調査」を基に、地域や医療施設の事情等を勘案し、研修の効果発現の観点から相応しいと考えられる研

<sup>4</sup> なお、ここに示した各フェーズの実施方法や作業工程、期間は目安である。想定される活動内容を勘案し、本業務をより効果的かつ効率的に実施する方法等があれば、プロポーザルにて提案すること。

<sup>5</sup> 調査の内容や手法をプロポーザルにて提案すること。

修対象者を選定すること。また一般向け啓発活動のテーマについても、現地で情報収集を行う。

## B) 講義アウトライン、内容、言語

遠隔研修の講義内容は「②現状調査」を基に、対象者に合わせた研修内容を決定することとなる<sup>6</sup>。それぞれのテーマの留意点は以下のとおり。なお、本案件はキルギス側が実施している遠隔研修の質の向上にかかる調査であり、既存の研修実施枠組みの中での改善を目指すものとする。このため、現行の枠組み内での必要経費以上に、参加者の日当・宿泊費用や講師謝金が発生するような遠隔研修の実施方法ではなく、キルギス側にとって持続的な実施方法を試行すること。ただし、「一般の人々向けの感染予防対策の理解促進・啓発」については比較的新しい取り組みであり、既存の遠隔研修の枠組みの外での活動となる。このテーマについては、SNSを活用した情報拡散などを想定するが、キルギス側の予算負担が軽くなるような取り組みを検討すること。

### ➤ 「院内感染対策」

WHOなど他の機関が既に取り組んでおり、またキルギス保健省も院内感染を防ぐプロトコルを独自に作成している。キルギス側の取り組みと矛盾することなく、かつこれまでの研修の単純な重複とならないよう、キルギス側ニーズを丁寧に確認し、遠隔研修の内容を検討すること。「②現状調査」に基づき、院内感染対策に加えて、その周辺テーマを取り上げるなど、柔軟な対応が求められる。

### ➤ 「薬剤師の医薬品に対する知識向上」

COVID-19の感染が拡大した時期には、一部の医薬品が不足する事態となり、また薬剤師の処方した薬剤が適切でなかったという指摘をする保健省関係者もいた。具体的なニーズは現地で確認することとなるが、COVID-19対策という文脈では、例えば感冒症状を示す患者に対して、薬局側の薬剤の在庫状況に合わせて、複数のオプションから適切な薬剤を処方するための知識の向上が期待される。

### ➤ 「一般の人々向けの感染予防対策の理解促進・啓発」

不特定多数の対象者の意識の向上に資する視聴覚資料の作成を企図している。同様の取り組みはキルギス政府や他ドナーによっても実施されているが、マスクの着用や手洗いなどの行動変容に十分につながっているとは言い難い。このような状況を踏まえ、人々が必要としている情報、意識の向上に効果的な内容や資料の媒体、その発信方法についても十分検討し、内容を決定すること。例えば、エビデンスに基づかない不正確な情報を取捨選択することを促す、という観点を取り入れることも有効と考えられる。

なお、研修の学習効果を高めるため、また本調査は遠隔研修の効果を

<sup>6</sup> 現時点で想定される具体的な案がある場合はプロポーザルにて提案すること。

検証することを目的とすることから、研修後の理解度の確認が可能となるアウトプットの機会を取り入れた研修の進め方を検討すること<sup>7</sup>。例えば以下のような方法が考えられる。

- ビデオ講義後、講義の理解度を確認可能な理解度テスト等の実施を求め、講師や参加者同士でフィードバックを行う。
- ライブで行う講義を取り入れ、ディスカッションの時間を設ける。
- 理解度テスト等へのフィードバックをチャット等での文字ベースのやり取り、あるいはライブ講義での意見交換で実施する。

教材の言語は、原則ロシア語とすることを想定している。なお、地域ごとの医療従事者のうち、医師や薬剤師はロシア語を、（特に地方の）看護師はキルギス語を主に使用している可能性もあり、調査時に確認する。その結果、教材の使用効率が下がらないよう、研修の学習効果を高めるために相応しい方法・言語を提案すること。

また、ライブ講義を行う場合は、参加者との円滑な意思疎通のため、極力通訳を介さず、ロシア語あるいはキルギス語で講義可能な人材がファシリテーターとして参加できることが望ましい。講師の専門性等の観点から、ロシア語あるいはキルギス語を扱えない講師とするのが好ましい場合は通訳を介した講義とすることも妨げないが、ビデオ講義同様、研修の学習効果を高めるために相応しい方法を提案すること。

研修の実施期間については、上限下限は設けないが、1～2か月程度を目安とする。また研修モジュールを作成する場合はその時間数についても上限下限は設けないが、キルギス側のニーズが多岐にわたる場合は、優先順位をつけて調査期間内にモジュールの作成と遠隔研修の試行が完了するようにすること。調査結果を踏まえて相応しい研修の期間や講義の実施頻度等を決定すること。

なお、研修の経費については、見積りに計上せず技術提案のみとすること。必要経費は、研修の詳細が決まってから契約変更で追加する。研修経費（資機材の購入費、研修教材作成費（翻訳費等を含む）、通訳費等、研修実施に必要な経費の合計）については、2,000千円程度を想定している。

#### C) ツール、研修会場・デバイス

対象とする地域や医療施設、参加者の状況に合わせ、研修に使用するオンラインツールやデバイスを決定すること。なお既存の遠隔研修の機材を活用することを想定しているため、新たにデバイスを購入することは想定していないが、研修資料作成のための機材など、遠隔研修を試行する上で必要な機材が確認された場合は、JICAと相談の上、購入・供与することを検討する。

#### D) モニタリング方法

研修の進捗や成果について研修実施中・実施後ともにモニタリングを

---

<sup>7</sup> 上記の具体例も参照しつつ、プロポーザルにて提案すること。

行うため、その体制を決定すること。参加者との連絡方法や理解度の測定方法等について検討すること。

**④ 調査報告書（インテリム・レポート）の作成**

上記①～③について以下の項目を研修計画案として調査報告書にまとめ、インテリム・レポートとしてJICAキルギス共和国事務所に提出する。作成にあたっては、上述の「調査の進め方の留意事項」に則ること。

- A) 研修概要
- B) 研修計画策定の背景
- C) 研修の内容と方法
- D) 作業計画、実施体制
- E) 研修の需要見込み、期待される成果

**（フェーズ2）遠隔研修の需要と実施方法の分析**

2021年8月～2022年2月

※下記⑦については、現地調査を想定している。時期は2021年10月頃を想定している。

**⑤ 教材の作成**

フェーズ1で決定した事項に合わせ、研修で使用するモジュールや教材を作成する。

**⑥ 研修の開始準備**

対象者への研修周知等、研修を開始するにあたって必要な準備を整える。

**⑦ 研修の開始、モニタリング**

研修の進捗や理解度、参加率をモニタリングする。対象医療施設へのヒアリングを行う等、研修を円滑に遂行するためのフォローアップを行う。

**⑧ 研修の需要の把握**

研修終了後、知識や技術の定着度等の遠隔研修の効果を測定し、遠隔研修の需要を調査する。調査実施時期は研修終了3ヵ月後等、調査手法は理解度テストや現場視察等を想定している。なお、この業務の現地再委託を認める。

**⑨ 調査報告書（ファイナル・レポート）の作成**

調査結果を調査報告書にまとめ、ファイナル・レポートとしてJICAキルギス共和国事務所に提出する。ファイナル・レポートに記載する内容は以下のとおり。作成にあたっては、上述の「調査の進め方の留意事項」に則ること。

- A) 研修概要
- B) 研修計画策定の背景
- C) 研修の内容と方法、実施体制
- D) 研修の需要
- E) 今後遠隔研修を実施する上での教訓・改善事項

## 5. 報告書等

### 1) 提出する報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナル・レポートを最終成果品とする。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、調査対象機関との協議や国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

また、各報告書については、併せて電子データの提出も行うこと。

#### ① インテリム・レポート

提出時期：2021年7月

提出方法：電子データでの提出のみ（和文と露文）

内容：「4. 業務の内容」⑤に記載

#### ② ファイナル・レポート

提出時期：2022年2月上旬

提出方法：和文製本3部、露文製本4部

電子データとして各言語のデータを格納したCD-R 2部

内容：

「4. 業務の内容」⑧に記載。なお、付属資料として遠隔研修の教材も提出すること。

#### ③ 業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

#### ④ その他

上記の報告書等の他、JICAが必要と認め、報告を求めた資料を適宜提出する。

### 2) 注意事項

- 報告書には、その内容の要点を記載したサマリーを含めること。
- 報告書で引用した統計、資料、数値等については、出典を明記すること。調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 対外公表を避けるべき内容（個人情報、関係機関の財務状況等）がある場合は、最終成果品には記載をせず、内部資料とする対応をとることとする。
- 露文の報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 報告書の印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月）の通りとする。

(別紙)

## ファイナル・レポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 研修概要
2. 研修計画策定の背景
3. 研修の内容と方法、実施体制
4. 研修の需要
5. 今後遠隔研修を実施する上での教訓・改善事項

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年4月中旬より2022年3月下旬まで本業務を実施することを想定する。2021年7月までにインテリム・レポートを、2022年2月上旬までにファイナル・レポートを提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 10 人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／保健医療研修（2号）
- ② 院内感染対策（3号）
- ③ 薬剤師教育（3号）
- ④ 遠隔教育／感染症対策啓発

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 研修のモニタリング（第3 4.（フェーズ2）⑧の業務に該当）

### (4) 対象国の便宜供与

政府関係機関等からの情報提供、研修実施の同意の取り付けを要する場合には、JICA事務所からレターを発出するなどして働きかけを行う。なお対象病院や薬局などにかかる情報は保健省から提供されるが、必要に応じてJICA事務所からも情報を提供することは可能。

### (5) 安全管理

本業務期間中にキルギス国内で渡航出来る州、地域は限られることが予想されるため、最新の行動規範や安全対策の情報をJICAキルギス共和国事務所から入手し、その内容を順守すること。なお現時点（2021年1月4日）で渡航再開となっているのはビシュケク市およびチュイ州となります。